

【再公募】令和7年度生成AIパイロット校事業（校務利用） 公募要領

（株）内田洋行 教育総合研究所
生成AIパイロット校事業事務局

※令和7年度リーディングDXスクール事業等との重複応募も可能とするが、事業の趣旨・目的が異なる点には十分留意いただきたい。また、異なる事業であるため予算の重複計上は認められず、経費の使用に当たっては事業毎に区分して管理すること。

※初回公募において児童生徒が学習場面で活用する「教育利用」は採択を終了しています。本公募においては教職員が校務で生成AIを活用する「校務利用」のみの公募を実施しています。

1. 事業名

令和7年度生成AIパイロット校事業（生成AIの活用を通じた教育課題の解決・教育DXの加速
((II) 生成AIパイロット校の指定を通じた事例創出事業)

2. 事業目的

生成AIを校務や学習場面で利活用する実践例は全国から生まれつつあり、その取組を一層深めていく必要がある。「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（令和6年12月26日）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいた学校現場における生成AIの適切な利活用を実現する「生成AIパイロット校」（以下、「パイロット校」という。）及び「生成AI活用認定校」（以下、「認定校」という。）を指定し、成果・課題の検証、事例の創出・普及を行うことを目的とする。

3. 指定箇所・パイロット校募集に関する内容

（指定箇所・パイロット校について）

- 原則、パイロット校を所管する教育委員会を「指定箇所」とし、教育委員会は所管する学校の中で生成AIの利活用を行う学校を「パイロット校」として指定し、応募・申請すること。その際、都道府県が受託者（契約者）となることも妨げないが、その場合でも指定箇所の役割は当該パイロット校を所管する教育委員会が担うこと。
- パイロット校は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を対象とする。（1指定箇所1校での申請も可とする。）
- 令和5・6年度の生成AIパイロット校も継続して応募申請することを可とする。
- 指定箇所/指定校については採択スケジュールを鑑み夏季公開学習会については可能な範囲で現地参加することとする。また、成果報告会については原則指定箇所・指定校より各1名現地参加すること。
- 本事業で計上する経費とは別に、希望に応じ、AIパイロット校1校あたり1回を上限に、学校DX戦略アドバイザーを全額事務局負担で派遣する。
- 指定箇所・パイロット校・協力校にはデジタルバッジを付与する。
(協力校について)
 - 事例を創出し、域内に広く実践を普及させる観点から、パイロット校を置く教育委員会の域内において連携協力校（以下、「協力校」という。）を設けることを可とする。
 - 協力校は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を

対象とする。協力校になるための応募申請（審査書類の提出等）は不要。

※協力校の審査は実施しない。指定箇所・パイロット校の審査・採択を経たのちに、応募申請書類に記載の協力校を自動的に協力校とする。

- ・協力校は、本事業が開催又は周知する座談会や研修会等への参加を可とする。また、当該座談会や研修会等への参加やパイロット校への視察に係る協力校の旅費については、経費として計上することを可とする。

4. 認定箇所・生成AI活用認定校募集に関する内容

(認定箇所/認定校について)

- ・原則、認定校を所管する教育委員会を「認定箇所」とし、教育委員会は所管する学校の中で生成AIの利活用を行う学校を「認定校」として指定し、応募・申請すること。その際、都道府県が申請者となることも妨げないが、その場合でも認定箇所の役割は当該認定校を所管する教育委員会が担うこと。
- ・認定校は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を対象とする。（1認定箇所1校での申請も可とする。）
- ・パイロット校を設置する指定箇所（教育委員会）内には、パイロット校又は協力校を置くこととしており、認定校を置くことはできないことに留意すること。
- ・認定箇所/認定校については夏季公開学習会、成果報告会への現地参加義務はないが、オンラインで積極的に参加することを推奨する。
- ・認定校については報告書の提出義務はないが、提出することを妨げるものではない。
- ・認定箇所/認定校については経費措置を行わない。そのため契約も発生しない。
- ・希望に応じ、認定校1校あたり1回を上限に、学校DX戦略アドバイザーを全額事務局負担で派遣する。
- ・認定箇所・認定校にはデジタルバッジを付与する。

5. 指定箇所・パイロット校（認定箇所・認定校）が実践する内容

（1）指定箇所・認定箇所の取組

- ・指定箇所および認定箇所は、地域の実情に応じて「（A）校務利用」に重点を置いた実践を設計し、当該取組を担う学校を「パイロット校」（または認定校）として指定すること。
- ・指定箇所は、域内で事例を広く共有することを目的に協力する学校を「協力校」として指定すること。
- ・指定箇所・認定箇所については事業予算の範囲内で採択予定である。枠に上限があることに留意し、各自治体において応募を検討すること。
- ・ガイドライン p.21 以下に示す適切な利活用のために考慮すべきポイントを確認し、不足している内容がある場合には、本実証を通じて必要な体制やコンテンツ等を検討すること。
- ・指定箇所と事務局間の契約については、全国で契約時期がばらつくことが想定されるが、予算執行や費目等については、十分に留意して執行するよう周知徹底すること。（認定箇所との間に契約は発生しない。）
- ・指定箇所について、指導主事の指導訪問を旅費として計上することを認めるが、本事業の趣旨（生成AIの利活用に関する事例の創出・普及を行うこと）を十分に踏まえること。※ 指導主事による指導訪問のための予算ではないことに留意。（認定箇所には経費措置は行わない）

(2) パイロット校・認定校の取組

- ・ガイドライン p.13 の「校務における利活用場面」に記載の事項を遵守した上で、原則として約款型の生成 AI サービス¹の利活用を通じて、以下のような業務において事例の創出・普及を行い、働き方改革に繋げる。
- ・特にパイロット校については、校務利用の実践を行う学校の成果物として具体的なプロンプト等や生成 AI の活用を通じて業務の所要時間がどの程度低減したか、どのように業務の質が向上したか等の報告を求める予定であるため、申請段階から準備を行っておくこと。

【校務での利活用例】

① 児童生徒の指導に関する業務の支援（授業準備・部活動・生徒指導等）

授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する、授業での発問に対するシミュレーション相手として活用する、校外学習の実施行程のたたき台を作成する 等

② 学校の運営に関する業務の支援（教務管理・学校からの情報発信・校内研修等）

時間割・授業時数案を作成する、各種お便り（学年・学級だより、給食だより、保健だより等）・通知文・案内文のたたき台を作成する 等

③ 外部対応への支援

保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する、外部向け講演会のあいさつ文のたたき台を作成する 等

6. 応募申請及び採択に関するこ

ア. 応募申請に関するこ

- ・実施計画においては、応募申請時点での実施内容にかかる具体的な計画を記載すること。
- ・生成 AI サービスが WEB サイト上で動作するものが多いことを踏まえ、回線速度が十分なものとなっているか、実測値等のネットワーク・アセスメントの結果について様式に従って記載すること。
- ・申請前に必ずガイドラインを確認した上で応募すること。

生成 AI の利活用に関するガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf

イ. 審査・採択等に関するこ

- ・有識者の参画を得て、書類審査により指定箇所・パイロット校、認定箇所・認定校を指定する。
- ・選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書の内容を勘案して決定するものとするため、事業申請者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。
- ・契約は事務局・指定箇所（自治体/教育委員会）間とする。契約時期については、採択後速やかに締結するものとするが、自治体に事情がある場合は、事務局に相談することも可とする。
- ・契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ経費の支出ができないことに十分留意すること。
- ・本事業は令和 7 年 7 月中旬以降、契約後から令和 8 年 2 月 20 日（木）までを事業実施期間とする。ただし、実施期間以降でも、報告書等の加筆修正等、事務局からの問合せや依頼には積極的に協力すること。

¹ 約款型の生成 AI サービスとは、「不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス」のこと。ChatGPT、Gemini、Copilot 等は本形態に該当する。

7. 経費

本事業に係る経費は、指定内定後、事業計画書に基づき、文部科学省から委託を受けた事務局と指定箇所がその計画について調整を行った上で委託契約を締結し、適当と考えられる経費に関して、事務局から措置を行うこととする。経費の支出は事業完了後の精算支払いとする。契約終了日の2月20日までに根拠資料を提出し、支出額を確定させること。なお、事業の実施過程において各事業計画の内容を変更しようとするときは、実施計画変更申請書（任意様式、事業計画書との違いが分かるもの）を事務局に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、各事業計画のうち経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増額する額が事業計画額の総額の15%を超えない場合についてはこの限りではない。また、本事業において指定箇所が、同時に他の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費を措置することはできないので、それぞれの事業の目的および趣旨を適切に整理した上で計画する必要がある。

(1) 1 指定箇所当たりの経費は以下の通り。

指定箇所：70万円（上限）

認定箇所：経費措置無し

- ・指定箇所の採択件数によっては、委託額上限を一律に減額する可能性もある。
- ・指定箇所・パイロット校には成果報告会への現地参加について以下の通り求める予定であるため、必ず旅費を計上すること。なお、夏季学習会については採択スケジュールを鑑み、可能な範囲で現地参加することとする。また、夏季学習会については夏休み期間中の2日間（7月29日・30日。29日についてはオンラインとのハイブリット開催。）、成果報告会については令和8年1月下旬の1日（終日）、いずれも平日を予定しており、場所は東京23区内を想定して計上すること。（認定箇所・認定校は経費措置が無いため、いずれも参加必須とはしないが、参加することも可能である）

夏季学習会（場所　日経ホール）：

7月29日（終日）指定箇所・パイロット校より1名可能な範囲で現地参加

7月30日（終日）参加希望制（アイデアソンを予定）

成果報告会：

1月下旬（終日）原則指定箇所・パイロット校より各1名現地参加必須

※詳細は別添「(参考1) 令和7年度生成AIの利用に関する夏季公開学習会実施要領」をご確認ください。

※自治体として別途経費を準備している場合は、0円で計上し、その旨夏季学習会旅費・成果報告会旅費の備考欄に記載すること。

（参考）令和6年度実施の学習会や成果報告会

夏季学習会：令和6年8月19日（月）午後～21日（水）15時終了　於：都内

成果報告会：令和7年1月22日（水）午後　於：都内

- ・夏季学習会や成果報告会は、東京での開催を検討していることから、遠方になる指定箇所・パイロット校においては、指定箇所への事業経費とは別に、会の参加に係る経費支援を行う。参加にあたっての1人あたりの旅費（自治体の規程に拠る宿泊費・日当等を含む）が8万円を超える場合、8万円までは上記上限額の中で計上し、8万円を超える額のうち事務局からの経費支援を希望する場合には事業申請書A所要経費シート内【旅費支援金】欄に記載すること。なお、8万円を超える分について合計2名分まで【夏季学習会（成果報告会）参加に係る支援費

用】として別途事務局より支援する（本費用は契約額に含まない。）。ただし、1人当たりの支援は1回につき最大5万円までとする。（認定箇所・認定校は対象外）

例)

神奈川県から夏季学習会参加にかかる旅費：

往復3,000円/人→支援対象とはならないため、上限額の中で計上

沖縄県から夏季学習会参加にかかる旅費：

往復100,000円/人→1人あたり8万円までは上限額の中で計上。8万円を超える分（1人2万円）については最大2名分（2万円×2名=4万円）まで【夏季学習会参加に係る支援費用】として別途支援の申請が可能。（本費用は契約額に含まない。）ただし、1人当たり最大5万円までの支援とする。

- ・協力校として登録されている学校も、事例創出のための経費の使用を可とする。
- ・成果・課題の検証等に必要な視察旅費（研修等含む）、講師等謝金、これらに関わる協力校の必要経費を含めることを強く推奨する
- ・ICT支援員や非常勤職員等の人物費は認めない。
- ・その他、本事業の趣旨・目的に照らして関連性の不明確な取組については対象外とする。

※本事業における主な経費区分

諸謝金、旅費、消耗品費（成果報告会のポスター作成にかかる印刷費用（用紙代・インク代・トナーレを含む）等について計上可能。また、その他の目的で使用するコピー用紙については1万円まで計上可、インクやトナーの計上は不可。また、PC・タブレット端末、ネットワーク環境整備に係る費用も不可。その他の消耗品については、研修や公開授業での使用等、事例を普及するために使用するものであれば計上可能。）

詳細は、別紙を必ず参照すること。

（2）本事業を再委託することはできない。

8. 事業報告書（成果物）

他校にとって参考しやすい形でのプロンプトや動画や写真の提供、各種研修会のオンライン配信などを中心に、成果普及に特化した内容とし、分厚い報告書の類は求めない。（会計書類は除く）

（1）実施期間中の報告

① 成果報告会におけるポスター展示

令和8年1月に実施する成果報告会の中で、全てのパイロット校がポスター展示・発表等による成果報告を行うこと。申請時点では令和6年度の成果報告会を参考にポスター展示を行う想定で計画すること。ポスター印刷に費用がかかる場合は、申請時点で本事業に計上して構わない。なお、校務利用・教育利用の両方について申請する場合は、それぞれポスターを作成すること。なお、ポスター展示に当たっては、事務局が指定する日までに必要資料を提出し、事前に事務局のチェックを必ず受けることを想定している。**なお、認定校については展示・発表は必須ではないが、行うことも可とする（その場合も印刷代等の経費措置は行わない）。**

参考) 令和6年度パイロット校ポスターサイズ

バックパネル：W900 × H2,400 mm

うち掲示スペース W900×H1,950 mm

ポスターサイズ：上記掲示スペースに収まるもの
令和6年度の成果報告会の様子▼

<https://leadingdxschool.mext.go.jp/feature/11097/>



令和6年度パイロット校ポスターの例



令和6年度実践報告書の例（八丈町立富士中学校）

② 実践報告書

実践が具体的に伝わる成果報告のスライド資料を提出すること。1月末頃を提出締切とする。また、提出された資料については公開を予定しているため、個人情報・著作権等の確認を必ず行うこと。ポスター展示と実践報告書の内容は共通していても問題ない。なお、提出された報告書は一部事務局にて修正した上で、公開する可能性がある。**なお、認定校については提出は必須ではないが、提出することも可とする。**

③ その他

・本事業では、6月9日～20日（予定）に指定箇所・パイロット校が少人数で集まり、事業趣旨を理解し、交流するオンライン座談会を予定している。採択スケジュール上、参加は難しかったため、後日録画等を確認すること。

・11月頃に第2回座談会も予定している。調整の上、指定箇所・パイロット校は原則参加すること。**なお、認定校については参加必須ではないが、参加することも可とする。**オンラインで平日1時間程度複数回の実施を想定している。積極的に全国で指定されている他地域のパイロット校・認定校と事例共有や意見交換等を行うこと。

・月に1回1時間程度、オンラインで「生成AIに関する教員向け研修（仮称）」を開催することを予定している。参加は任意だが、積極的に参加すること（アーカイブ動画の公開も予

定しているため、参加できない場合にはアーカイブを視聴すること)。

- ・文部科学省においては、別途、生成 AI 利活用の効果の調査を実施することも検討している。パイロット校・認定校は、受託事業者の求めに応じ、調査に必要な情報の提供や作業に協力することが期待される。ただし、協力は任意であり、また、調査の実施にあたり学校の負担には十分留意することとしている。

9. 事業申請書の提出方法等

(1) 事業の申請主体

申請は自治体・教育委員会が行うものとする。なお、都道府県から申請する場合を除き、1教育委員会の申請数は1申請のみとする。(都道府県を除き、複数指定箇所の申請は不可。)

(2) 提出書類

①指定箇所・パイロット校

ア) 【再公募用】【校務利用】事業申請書 A (鑑、所要経費)

※鑑シート右上の「申請種別」で「パイロット校として申請する」を選択ください

イ) 【再公募用】【校務利用】事業申請書 B (学校情報、実施計画)

ウ) 積算根拠資料

②認定箇所・認定校

ア) 【再公募用】【校務利用】事業申請書 A (鑑・所要経費)

※鑑シート右上の「申請種別」で「認定校として申請する」を選択ください

※所要経費シートの記入は不要です

イ) 【再公募用】【校務利用】事業申請書 B (学校情報、実施計画)

(3) 提出方法

- ・事業申請書について Excel ファイルを以下メールアドレス宛に送信すること。なお、積算根拠資料のファイル形式は問わない。
- ・送信メール件名は「【申請者の名称 (例: ○○市教育委員会)】生成 AI パイロット校事業申請 (校務利用)」とすること。
- ・メール送信上の事故 (未達等) について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、事業申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3 日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、以下(4)まで電話にて照会すること。
- ・「事業申請書 A (鑑、所要経費)」は指定箇所で1ファイル提出すること。「事業申請書 B (学校情報、実施計画)」は学校ごとに1ファイル作成の上、提出すること。ファイル名はそれぞれ以下のように設定すること。

(例)

「事業申請書 A (鑑、所要経費) _教育委員会コード (6桁) _申請者 (教育委員会) 名」

「事業申請書 B (学校情報、実施計画) _教育委員会コード (6桁) _教育委員会名_学校名」

※1つの教育委員会から複数指定箇所申し込む場合は、教育委員会コードの後ろに「- (ハイフン) 通し番号」をつけること。(都道府県教育委員会から申し込む場合のみ)

(例)

「事業申請書 A (鑑、所要経費) _000000-2_内田県教育委員会」

「事業申請書 B (学校情報、実施計画) _000000-2_内田県教育委員会_内田市立洋行中学校」

積算根拠資料のファイル名は、事業申請書内に記載した書類番号とすること。

・提出先

株内田洋行 教育総合研究所内生成 AI パイロット校事業 事務局

E-mail : AIpilot2025_jimukyoku@uchida.co.jp

(4) 本事業に関わる問い合わせ先

コールセンター : 0570-013-853 (土日祝日を除く平日 9:00~17:00)

E-mail : AIpilot2025_jimukyoku@uchida.co.jp

(5) 提出締切

令和7年6月30日(金)午前10時必着

10. スケジュール

公募締切 令和7年6月30日(月)午前10時

審査 令和7年7月2日(水)~7月11日(金)

採択内定通知 令和7年7月14日(月)(予定)

契約締結 令和7年7月中旬以降

11. その他

- (1) 事業申請書の作成費用は、選定結果にかかわらず事業申請者の負担とする。
- (2) 提出された事業申請書は返却しない。
- (3) 公募期間中の質問・相談等については、上記の問い合わせ窓口まで行うこと。なお、当該者のみが有利となるような質問等には回答できない。
- (4) 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結後でなければ事業に着手できないことから、遅滞なく契約書を締結する必要がある。そのため、申請にあたっては、本公募要領や様式等に記載している留意事項を十分に確認の上、次の必要書類を事務局まで提出すること。

【契約締結にあたり必要となる書類】

- ・ 事業計画書 ※審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。
 - ・ 委託業務経費の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
 - ・ 銀行口座情報（採択の連絡とともに、事務局から様式を別途送付する。）
 - ・ 契約者情報等確認票（契約者名、契約締結希望日等）
 - ・ 担当者情報等確認票
- (5) 検収は生成AIパイロット校事業の事務局が行い、報告書の提出後に受託者の責任による誤り等が判明した場合には、指定する日時までに指示内容を提示修正するものとする。
 - (6) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
 - (7) 予算執行上、すべての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうかについても、委託費支払に際し、厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払が行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提とし本事業の受託可否を検討すること。
 - (8) 公募要領等に記載のない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、事務局の指定する者と協議し、その指示に従うこと。

経費区分一覧表

経費区分	内容例 (事業に必要不可欠な経費のみ)	積算基礎・備考	応募時に必要な添付書類
諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> 委託先が行う事業に関する協力者等に対する報酬および調査、執筆、作業、研究等に対する謝金を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先における基準単価。ただし、著しく高いものは不可。 委託先に所属する役職員ならびに構成員等を対象とするものは認められない。 文部科学省職員を対象とするものは認められない。 本事業では、委託費やICT支援員・非常勤職員等の人件費は認められないため、注意すること。 図書カード等の金券による支出は認められない。 謝金支払手続については、あらかじめ謝金支給対象者に説明するとともに、謝金受領書を徴収するなど、適切な支出に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 謝金規程（規程がない場合は積算の参考とした資料や過去の支出伝票の写し等） 「所要経費」シートの備考欄に積算根拠資料内で示されたどの区分に該当するか（例：大学教授級等）を記載すること
旅費	<ul style="list-style-type: none"> 外部有識者の旅費 パイロット校教員等の視察、現地調査、学習会等のための旅費 指導主事の指導訪問の旅費としての計上を認めるが、本事業の趣旨（事例創出のために教師が学び、教師が実践を積み重ねための事業）を十分に留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、委託先の旅費規程または実費。 ただし、電車代はグリーン車不可、航空運賃はエコノミークラスのみ。 旅行先、泊数を明記。 事業計画に照らして出張先、単価、回数、人数は妥当か精査すること。 マイレージポイント等、交通機関の利用に伴う優待サービスについては、サービス付与の対象外とすること。 委託先に所属する職員ならびに構成員等に対する支出に関して、深夜勤務等を理由とした帰宅時のタクシ一代・宿泊代等は対象外とする。 文部科学省職員を対象とするものは認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 旅費規程 「所要経費」シートの備考欄に訪問先（未定の場合は積算をするにあたって参考にした方面等で構わない）を記載すること

消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施に関わる各種事務用紙、事務用品、書籍類、その他の消耗品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実費。ただし、市場の相場と比較して著しく高いものは不可。 ・ 備品的なもの（事業期間終了後も長期の反復使用に耐え得るもので、施設への備付けを目的としたもの。）の購入は不可。 ・ 備品か消耗品かの判断は、各自治体の規定に委ねる。したがって、消耗品費を計上する場合は、当該規定も併せて提出すること。 ・ パソコンやタブレットPC、ネットワーク環境の整備に係る費用の計上については使途に拠らず不可。 ・ 生成AIサービスのライセンス費用を計上することも可能だが、消耗品費ではなく<u>「雑役務費」</u>として計上すること。 ・ 本事業はクラウド環境の活用を前提としているため、印刷物の使用は最低限と想定している。そのためコピー用紙代は1万円までとする。また、インク・トナーの計上は行えない。 ・ ただし、成果報告会に必要なポスターの作成に係る費用（コピー用紙、インク・トナー）については計上可能。備考欄に「成果報告会用ポスター」と記載すること。 ・ その他の消耗品については実践の普及展開のために必要なものであれば計上可能。（児童生徒が使用するものについては計上不可） ・ 計上するものについては、支出を記録する帳簿に品名、単価、数量を具体的に記載すること。 ・ ポイント等、商品の購入に伴う優待サービスについては、サービス付与の対象外とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品に関する規程 ・ 書籍以外の消耗品を計上する場合は必ず見積書を添付すること（金額が分かるWEBサイトのスクリーンショット等でも構わない） ・ 「所要経費」シートの備考欄に計上理由（教員研修で使用等）を記載すること（使用用途によっては計上が認められないものもあるので、必ず記載すること）
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料（会議や発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実費。ただし、市場の相場と比 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書（金額が分かるWEB

	<p>会等の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部有識者の出席する会議開催等に伴うお茶代 会議や発表会等に参加するために係る費用 	<p>して著しく高いものは不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として委託先の諸規則によるものとし、社会通念上常識的な範囲に限る。 酒類・菓子等については支出できない。 弁当等食事代については、やむを得ない必要がある場合に限る。 会議を開催した場合は、会議費等の支出の証拠として議事録（開催日、開催場所、出席者名等を明記したもの）等を作成すること。 成果報告会ポスターは原則持參を想定しているが、会場へ郵送をしたい場合は郵送料を会議費に計上できる。 	<p>サイトのスクリーンショット等でも構わない)</p> <p>「所要経費」シートの備考欄に計上理由（成果報告会を実施等）を記載すること</p>
借損費	<ul style="list-style-type: none"> 器具機械借料および損料、会場借料、物品等の使用料および損料、船車等の借料、駐車料、高速道路の利用料金等とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自前の物品や会場等を使用する場合は計上できない。 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 	<p>見積書（金額が分かるWEBサイトのスクリーンショット等でも構わない）</p> <p>「所要経費」シートの備考欄に計上理由（成果報告会を実施等）を記載すること</p>
雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> 成果報告会ポスター作成に係る印刷業務に係る費用 AI のライセンス費用や生成 AI 環境構築にかかる費用 	<ul style="list-style-type: none"> 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 成果報告会ポスター作成の印刷業務にかかる費用の場合は備考欄に「成果報告会用ポスター」と記載すること。 左記以外の内容については原則認めない 	<p>見積書（金額が分かるWEBサイトのスクリーンショット等でも構わない）</p>